

教えてさんぽ!

労働者50名未満の小規模事業場対象

地域窓口の「地さんぽ（地域産業保健センター）」ってどんなところ？

皆様、こんにちは。今回は、労働者数50名未満の小規模事業場の事業主やそこで働く人を対象として、労働安全衛生法で定められた産業保健サービス等を提供している「地さんぽ(地域産業保健センター)」についてご紹介します。

地さんぽは、概ね労働基準監督署の管轄区域ごと(愛知県内12ブロック14センター：郡市医師会館内)に窓口が設置され、「無料で」「年2回まで」利用することができます。労働者50名以上の事業場では産業医の選任義務がありますが、労働者50名未満の中小企業では選任義務がないので、最寄りブロック医師会の「登録産業医」のご協力の下、各種産業保健の支援を行っています。ご利用のお申し込みは、事業場所在地を担当する地さんぽまでお願いします。

さんぽセンター Webひろば

さんぽセンターの活動について動画で分かりやすくご紹介しています。

<https://www.johas.go.jp/Portals/0/sanpocenter/webhiroba.html#lealet>

「地さんぽ」で行っている各種支援内容とは。

健康診断結果に関する意見聴取

- 定期健康診断の結果で異常があるとされた方について、事業主が産業医から具体的な対応策(就業上の措置)について、産業医の意見を聞く

従業員の心身両面にわたる健康相談

- 健診で脳・心疾患が発見された方
- 日常的に体調不良の方
- メンタルヘルス不調の方
などへの、産業医による相談、生活指導

長時間労働者や高ストレス者に対する面接指導

- 長時間労働者やストレスチェックに係る高ストレス者が直接面接を受け、産業医に必要な指導を受ける
- 事業主が、面接指導の結果を踏まえた就業上の措置等の助言を産業医から受ける

事業場個別訪問指導

- 産業医による健康診断結果についての相談や保健指導
産業医の職場巡視、改善助言指導
- 専門スタッフによる作業環境管理、作業管理、メンタルヘルス対策などの助言・指導



たとえば…事業者の義務となっている「健康診断結果に関する産業医の意見聴取」とは。

健康診断（定期健康診断・特殊健康診断）実施後の事後措置

問題なし

問題なし
(診療区分)
通常業務

検査結果に異常あり

再検査・精密検査
(診療区分)
治療
医療機関受診

有所見者
産業医による意見聴取
(就業区分の判定)
通常業務・就業制限・要休業等
(就業措置)
就業場所の変更、作業転換、労働時間短縮など

この健康状態で働いて良いかの判断

独立行政法人 労働者健康安全機構

愛知産業保健総合支援センター

〒461-0005 名古屋市東区東桜1-13-3 NHK名古屋放送センタービル2階

TEL：052-950-5375 FAX：052-950-5377

ご利用時間 午前8時30分～午後5時15分(毎週土・日曜日、祝日、年末年始を除く)



ご利用・お問い合わせ・ご相談はホームページより